

三好市浄化槽市町村整備推進事業（P F I 事業） モニタリング結果（令和2年度） 報告書（概要版）

令和4年3月

1. モニタリング（業務監視）の重要性と目的

三好市浄化槽市町村整備推進事業（以下「本事業」という。）は、平成27年4月1日より、株式会社三好浄化槽ネットワーク（以下「S P C¹」という。）との官民パートナーシップに基づき、P F I 事業で実施されている。事業計画期間の16年間のうち、今年度が7年目を迎えたところである。

三好市が事業者募集の際に示した「事業者募集要項」等により、事業期間中、S P Cが提供する公共サービスの水準について、市の「業務要求水準」及び応募者の「提案内容」に基づき、適正に実施されているかどうかを市がモニタリング（業務監視）を実施する必要がある。

モニタリングは、一般的に、事業期間中において、施設や設備の不具合やS P Cの財務状況の悪化等の事態が発生する恐れがあることから、このような事態を未然に防止し、サービスの質を維持しながら、不具合が発生したときに適切な措置をとるために重要となる。

したがって、モニタリングの実施により、適切かつ継続的に公共サービスの水準・価値が維持されることで、生活排水の適正な処理や流域の水質改善はもちろんのこと、地域経済や住民の生活の質を高めることにもつながっていく効果が期待される。

2. モニタリングの方法と基準

本事業におけるモニタリングの具体的な方法は、関係図書である「事業者募集要項」、「業務要求水準」、「提案書」及び「三好市浄化槽市町村整備推進事業P F I 事業契約書」（以下「事業契約書」という。）に定めるサービス水準を確保するため、市とS P Cとの「事業契約書」とは別に、モニタリングの内容について双方の合意の上で締結した「サービス基準合意書（S L A²）」に基づき、評価・運用を行うこととしている。

評価の結果、S P Cが提供するサービス水準が関係図書に定める市の「業務要求水準」を満たしていないと認められた場合には、市は、S P Cに対して業務改善要求を行うことができ、事業者は速やかに対応することとされている。

また、適切にモニタリングが実施されることで、継続的に事業の評価が行われ、速やかに修復・改善がなされ、事業が長期的に高いレベルで実施・推進されていくことが期待される。

¹ プロジェクトを遂行するP F I 事業会社（特別目的会社：S P C=SPECIAL PURPOSE COMPANY）をいう。

² サービスを提供する側とその利用者の間に結ばれるサービスのレベル（定義、範囲、内容、達成目標等）に関する合意書（S L A=Service Level Agreement）をいう。

3. 令和2年度事業の実施状況に関する調査及び評価

(1) 浄化槽設置業務

① 浄化槽設置基数

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に設置された浄化槽基数は88基で、PFI事業開始後（平成27年度以降）の総設置基数（累計）は、599基となった。

なお、令和2年度の目標設置基数である240基に対しては、36.67%（前年比-5.83%）の達成率となる。当初計画では、PFI事業を市内全域に広げることで、単独処理浄化槽からの転換がより加速するものと思われたが、令和2年度では、既存単独処理浄化槽の維持管理費が安価であることやPFI事業や市町村設置型整備事業に関する周知不足等から転換へのメリットを感じない方が依然多いことに加え、コロナ禍に伴う資材高騰による住宅需要の低迷などの影響を受け、予想に反して転換が進まず、設置基数は、目標を下回る結果となった。

「事業契約書」第28条の規定により、設置業務については、「ペナルティ」の対象となった。また、令和2年度における人槽別の浄化槽設置基数は、表1のとおり。

表1_人槽別浄化槽設置基数（令和2年度）

浄化槽の規模	設置基数（基）
5人槽	44
6から7人槽	23
8から10人槽	9
11人から15人槽	3
16人から20人槽	4
21人槽から25人槽	1
26人槽から30人槽	2
31人槽から40人槽	0
41人槽から50人槽	0
51人槽から60人槽	2
合計	88

② 単独処理浄化槽転換割合

令和2年度に設置された合併処理浄化槽のうち、単独から合併への転換された基数は29基あったが、このうち転換補助対象基数は24基で、PFI事業契約に基づく転換割合では、27.27%（24基/88基）（前年比+6.68%）の実績であった。令和2年度における単独転換状況は、表2のとおり。

単独転換割合については、「事業契約書」第28条に定める基準の「10%以上30%以下」に該当するため、「基準通り」（インセンティブ及びペナルティの対象外）となった。

表2_令和2年度 単独処理浄化槽転換状況（※転換補助対象基数）

区分	転換基数・割合
転換基数	24基 ※
目標転換基数	72基
単独転換割合	27.27%

(2) 維持管理業務

① 維持管理基数

維持管理基数は、令和2年度以前（平成16年度～令和元年度）に市町村設置型整備事業で設置され、維持管理が行われている浄化槽976基と、令和2年度中に維持管理が開始された浄化槽81基をあわせた1,057基となっている。

なお、市町村設置型事業の累計設置基数は1,161基であるが、設置後に休止状態となった浄化槽等を除き、令和3年2月末までに使用を開始し、管理対象となっている浄化槽は1,057基である。令和2年度末の維持管理基数は表3のとおり。

表3_令和元年度 維持管理基数

区 分	維持管理対象基数
平成27年度以前設置	562基
平成27～令和元年度間設置	511基
設置後に休止等の状態	△97基
令和2年度新規管理対象	81基
維持管理基数（累計）	1,057基

② 事業実施計画との比較

S P Cから提出されている「維持管理業務計画書」（令和2年4月提出）における予定維持管理基数と実績維持管理基数の比較は、表4のとおり。

予定維持管理基数1,216基に対して、実績維持管理基数は1,057基となっており、計画値の86.92%（前年比-0.38%）の達成率となる。これは、浄化槽設置基数（実績）が6年連続で計画設置基数を下回ったことが原因である。また、新築家屋等で浄化槽は設置されたものの、使用開始が次年度にずれこんでいる浄化槽もあり、目標達成には至っていない。

表4_S P C事業実施計画との比較（維持管理基数）

	令和2年度
予定維持管理基数	1,216基
実績維持管理基数	1,057基

③ 法定検査の結果

令和2年度における法定検査（11条及び7条に基づく定期検査）の結果は、表5のとおり。

表5_令和2年度 法定検査の結果

	基数	適正	概ね適正	不適正
11条検査	938	764 (81.45%)	162 (17.27%)	12 (1.28%)
7条検査	119	74 (62.18%)	41 (34.45%)	4 (3.36%)
合計	1,057	838 (79.28%)	203 (19.21%)	16 (1.51%)

わずかに「不適正」が見受けられるものの、維持管理状態は、「適正」及び「概ね適正」が全体の98.49%（前年比+0.06%）を占め、検査状況は良好である。なお、維持管理業務の数値目標の達成率については、「事業契約書」第34条の規定により、令和2年度はインセンティブの対象となった。

(3) 浄化槽使用料徴収業務

令和2年度における浄化槽使用料収納状況は、表6のとおり。

表6_令和元年度 浄化槽使用料収納状況

区 分	令和2年度
収納率	99.63% (前年比-0.12%) ※
所定収納率	98.44%

※注：収納率は、徴収額を令和2年度の調定額で除した割合

使用料の収納状況については、「事業契約書」第41条の規定により、令和2年度は、所定収納率を超える実績となったため、インセンティブの対象となった

4. モニタリングの審査項目及び内容

(1) 業務要求水準書及び事業者提案書との比較調査

調査の方法は、事業初年度に市とSPCが協議・合意のうえ取り決めた審査項目に基づき、今回は、令和2年度の実施状況からSPCが業務要求水準書及び事業者提案書に対するセルフチェック（自己評価）を行った結果より、市が未実施・未達成項目を審査項目として抽出した。

次に市が未実施・未達成項目を中心にモニタリングを行い、「令和2年度モニタリング結果(案)」としてまとめた。

令和4年1月31日に三好市役所で開催された「令和3年度三好市浄化槽市町村整備推進事業PFI事業モニタリング委員会（以下「モニタリング委員会」という。）」において、調査結果の報告を行い、各委員より意見を伺った。

令和2年度における、業務要求水準書及び事業者提案書に対する実施状況は、おおむね審査項目に基づき適切に実施されている。一部の項目については、事業の実績や結果をふまえたものとするため、令和3年度以降に実施が予定されている。

「△（令和3年度以降に実施予定）」及び「×（未達成）」となっている主な審査項目については、次のとおりである。

また、これらの審査項目に関する各委員からの主な意見は、次のとおりである。

審査項目（案）	主な意見に対する回答と今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の設置状況（年度別設置目標数に対する達成状況等）について 	<ul style="list-style-type: none"> 環境的にはコロナ禍や資材高騰で非常に厳しい状況であるが、設置目標基数に対する事業の進捗計画との乖離状況はどうなっているのか。 事業開始から令和2年度まで6年が経過したが、年度別設置目標基数は当初から変更しておらず、実績基数との乖離は生じている。全体設置目標基数の2,720基に対する進捗状況は、35%となる。計画目標との乖離状況を今後どう埋めていくか、SPCと三好市では、全体設置目標基数は変えずに残りの計画期間内での目標基数を年度間調整することで、現実に近い数値にもっていけるのではないかと思う。詳しくは、次年度以降で委員の

審査項目（案）	主な意見に対する回答と今後の方針
	<p>皆様にご説明ができたらと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S P Cでは、設置基数が目標に達していない状況の分析として、次年度への繰越基数が約 40 基あることが一つの要因である。実際にコロナの影響で着工が遅れ、営業活動が全くできていないことが原因と思われる。次年度では、SNS、ホームページ等で活動内容を発信している。 ・ 計画の進捗状況や推移を分析した資料があれば良い。 ・ 別紙グラフでは、P F I 事業最終年度の令和 12 年度までの推移として、市の人口、汚水処理率、合併浄化槽処理人口の推移を表している。汚水処理率は右肩上がりに増え、PFI 事業の効果が表れている。逆に人口は今後減少が予想されるため、汚水処理率とは反比例してくる。浄化槽処理人口は現在増えているが、後々の人口減で頭打ちという状況も予想される。最終年度には汚水処理率を 75.5%あたりには持っていきたいと考えている。
<p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換状況に関する評価が△となっているが、どのように取り組んでいるのか。 ・ S P Cでは、立ち上げ当初から毎年チェックを行いながら対策を改善しているが、それが実績として、中々つながっていないという状況にある。
<p>合併処理浄化槽の維持管理状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引っ越しで浄化槽は設置したままで使用しなくなった場合の水質はどうなるのか。これから人口が減っていく中で、そうした状況が増えるのではないか。 ・ 送風機が稼働していれば、水量が極端に減ったり、休止することになったとしても、槽本体に破損等がなければ問題となることはない。ただ、使用を再開する時は設備の点検を受けてから使用開始する必要がある。 ・ 法定検査結果では、不適正が前年度 11 件、今年度は 12 件となっているが、原因はブロワなどによるものか。 ・ 不適正 12 件のうち、7 件がブロワの故障、2 件がベルト交換。これらは直ちに修繕を行い、現在は通常とおり使用されている。浄化槽が既に 10 年を超えたものは経年劣化も原因と思われる。 ・ 11 条検査は水質検査であるが、年 1 回検査のタイミングも影響する。本体は電化製品のため部材がたまたま故障している時に 11 条検査を受けた時は不適正が出やすい。ただし、不適正率 1.28%は、個人設置型も含めた県平均からみれば非常に少ない数値と考えている。 ・ 浄化槽の水質は、流入水量の変動に影響を受けることがあり、朝や昼の食事後の放流水を測定すると BOD の値が高くなることがあるが、その水質結果のみで不適正になることはない。PFI 事業では市が責任をもって維持管理しており、送風機の故障が

審査項目（案）	主な意見に対する回答と今後の方針
	<p>原因での不適正は、仕方のない結果といえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三好市の検査結果では全体の3割程度に改善を要する指摘が出ているが、不適正としては送風機の故障以外に、保守点検や清掃をしていないことが多かった。維持管理について情報や知識のない方もいるので、適正な維持管理を推進する窓口を設けてはどうか。転換の推進にもつながるのではないかと思う。
合併処理浄化槽の有効活用について	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の避難所での汚水処理は必ず出てくる問題であるので専門的立場から有効活用ができる取り組みを検討してほしい。 SPCとしては、空いている浄化槽の有効活用をまず考えることが現実的ではないかと思う。

（2） S P Cの経営状況

本事業のSPC（株式会社三好浄化槽ネットワーク）より、令和2年度決算（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第7期）の概要について報告を受ける。評価については、SPCが通常総会で承認された議決事項であるので、当委員会は報告事項に対する評価とした。

決算資料により、令和2年度におけるSPCの財務状況としては、「健全な状況」と思われる。

SPCの健全な企業運営は、PFI事業を円滑に推進するための最も基本的かつ重要な要素である。今後、SPCは、事業の推進と財務の改善に努めるとともに、市としてもSPCの財務状況に注視していくことが必要である。

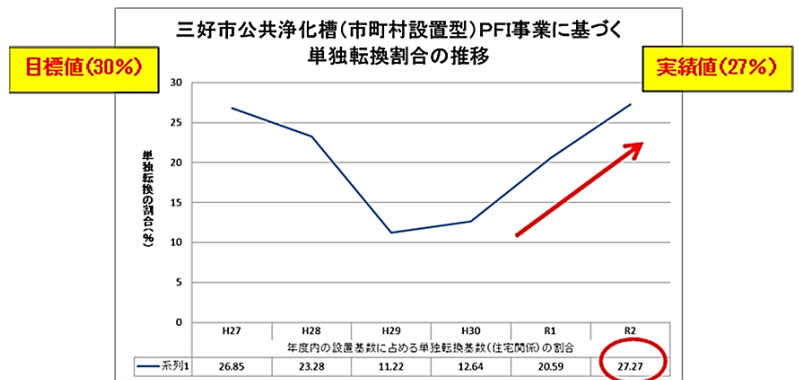
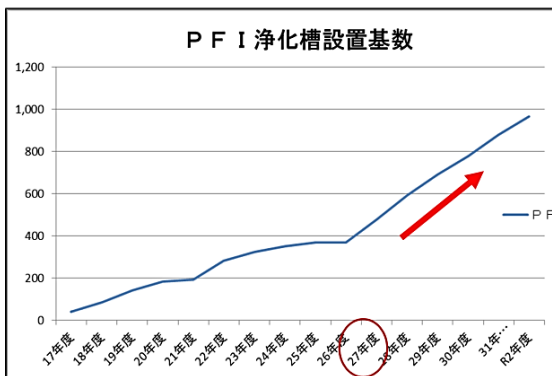
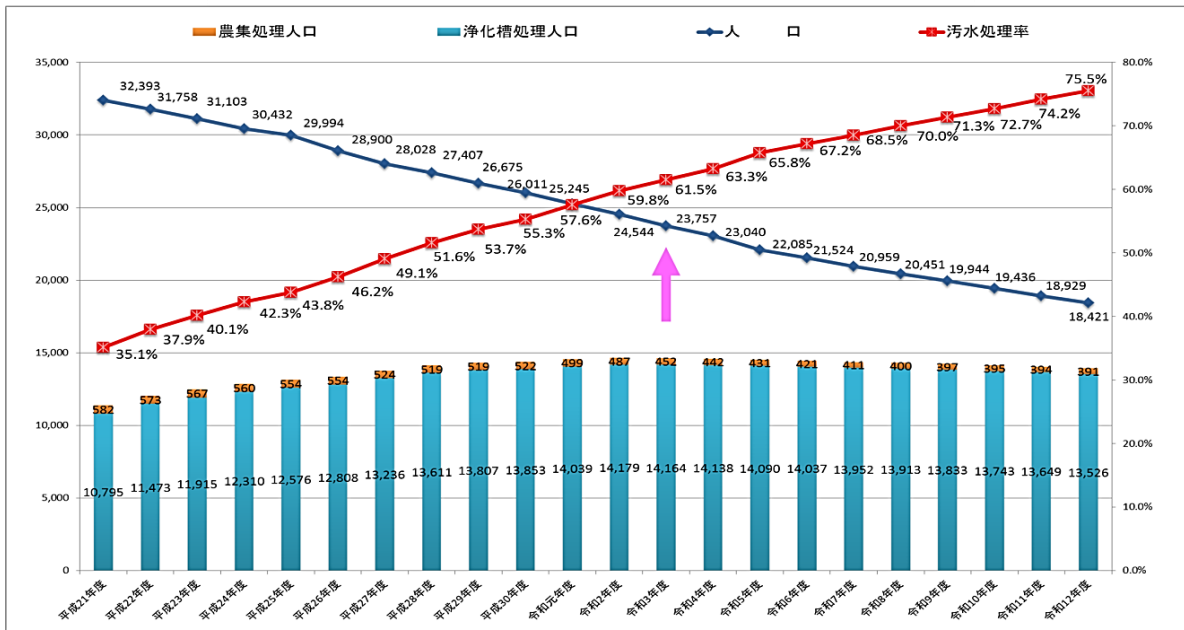
SPCの経営状況に関する各委員からの主な意見は、次のとおりである

主な意見に対する回答
<ul style="list-style-type: none"> 決算書によると、修繕費を抑えることができているようで、経営的に特に問題点はないと思われる。 最終的に黒字となっており、繰り越しも税、資産とも増やせることができているので、昨年と同様に健全な状態は続いている。 資料は、数値等を過去3期分で比較できるように工夫したら分かりやすい。

5. 本事業におけるモニタリングに関する経緯と今後の予定

項目	実施時期
令和3年度モニタリング委員会	令和4年1月31日
モニタリング結果（令和2年度）報告書（概要版）のとりまとめ	令和4年2月中旬～3月中旬
市長へのモニタリング結果の報告	令和4年3月下旬
モニタリング結果（令和2年度）の公表	令和4年4月以降

三好市の人口と汚水処理率の推移（令和3年度）



6. 【参考】関連資料

資料 1：三好市浄化槽市町村整備推進事業について

資料 2：令和 2 年度 P F I 事業の実施状況について

資料 3：浄化槽設置状況（平成 17 年度～令和 2 年度）

資料 4：徳島県市町村別汚水処理人口普及率（令和 2 年度末）

資料 5：三好市浄化槽市町村整備推進事業 P F I 事業モニタリング委員会 委員名簿